

東京大学教職員兼業規程の運用について

東京大学教職員兼業規程（平成16年東大規則第26号。以下「兼業規程」という。）の規定に基づく兼業の許可については、下記の基準等により運用するものとする。

記

I. 兼業の許可基準

1. 次のいずれかに該当する場合は原則として兼業を許可することができない。

(1) 兼業のため勤務時間をさき又はさくおそれがある場合（職務に関連する能力・知識を活用する内容の兼業を行う場合を除く。）

ただし、裁量労働制適用教職員については、兼業に従事する総日数が4週間につき1週間（土曜日及び日曜日を含む。）あたり3日を超える場合

(2) 兼業による心身の著しい疲労のため、業務の遂行上その能率に悪影響を与えると認められる場合

(3) 本学の信用を失墜させ又は不名誉となるおそれがある場合

(4) 特別な利害関係（物件の使用、権利の設定等についての許可等、又は工事契約、物品購入契約等の契約関係をいう。）がある又は生じるおそれがある場合

(5) 常勤の職に従事する場合

(6) 営利企業の経営上の責任者となる場合又は事業に直接関与する場合

(7) 営利企業以外の事業の団体の役員等（会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員等をいう。）及び機関（Ⅱ. 4. (1) の①、②、③及び⑥に掲げる機関等をいう。）の長を兼ねる場合

ただし、次に掲げる場合は許可することができる。

① 次のいずれかに該当し、公益性が高いと認められる公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体の役員等を兼ねる場合

ア 国際交流を図ることを目的とする団体

イ 学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関係がある団体（以下「学術団体」という。）

ウ 学内に活動範囲が限られた団体及びこれに類するもの

エ 育英奨学に関する団体

オ 産学の連携・協力を図ることを目的とする団体

カ 教育、学術、スポーツ、文化又は科学技術の振興を図ることを目的とする団体

② 独立行政法人又は大学共同利用機関法人の役員を兼ねる場合

(8) 兼業に対する報酬の額が1回につき社会通念上合理的でない場合

2. 副学長を兼ねる教職員、研究科（学部）長、研究（教育）部長、附置研究所長、附属図書館長及び東京大学病院長（以下「部局長等」という。）の兼業については、前記Iの1に掲げるもののほか次のいずれかに該当する場合は原則として許可することができない。

(1) 部局長等としての職務に密接に関連するもので報酬を得て行う場合

- (2) 地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
- (3) 他の国立大学法人等の経営協議会の委員を兼ねる場合

Ⅱ. 兼業の許可

1. 自営兼業について

- (1) 兼業規程第3条第1項に規定する自ら営利企業を営む（以下「自営」という。）兼業で、特別な事情により許可を得た場合及び小規模の不動産又は駐車場の賃貸については、総長が許可するものとする。
- (2) 自営兼業の許可基準等については、別に定める。

2. 営利企業役員等兼業について

- (1) 兼業規程第3条第2項に規定する大学教員の営利企業役員等兼業については、東京大学教員営利企業役員等兼業審査委員会において審査し、総長が許可するものとする。
- (2) 営利企業役員等兼業の許可基準等については、別に定める。

3. 営利企業以外の役員等の兼業及び他の事業への従事について

- (1) 兼業規程第4条に規定する兼業については、当該教職員が所属する部局の長が許可するものとする。
ただし、部局長等の職にある者が従事する兼業（大学教員が専らその教員の職との関係において兼業を行う場合を除く。）については、総長が許可する。
- (2) 兼業規程第4条第2項に規定する「官公庁等」とは、国又は地方公共団体の行政機関、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人、地方独立行政法人及び学術団体とし、「官公庁等からの依頼に基づき行う兼業」には官公庁等からの委託事業に従事する場合を含むものとする。

4. 教育研究活動に関する兼業について

- (1) 兼業規程第5条に規定する大学教員の教育研究活動に関する兼業は、次に掲げるものとし、当該教員が所属する部局の長が許可するものとする。
 - ① 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人及び地方独立行政法人の職員のうち、教育研究に従事する者の職
 - ② 公立、私立の学校、専修学校又は各種学校の職員のうち、教育研究に従事する者の職
 - ③ 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の職員のうち、教育研究に従事する者の職
 - ④ 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち専ら教育に関する事項に従事するもの及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
 - ⑤ 学校法人及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）で、教育研究の事業を主たる目的とする法人又は団体の職員のうち、教育研究に従事する者の職
 - ⑥ 国（国会、裁判所を含む。）又は地方公共団体に附置された機関又は施設の職員のうち、教育研究に従事する者の職
- (2) 兼業規程第5条第2項に規定する「その他官公庁等」とは、国又は地方公共団体の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公立の学校及び地方独立行政法人とする。

- (3) 大学教員以外の者が(1)の①から⑥までに掲げる兼業を行おうとする場合には、兼業規程第4条に規定する兼業として許可を得るものとし、前記3により取り扱うものとする。

Ⅲ. 兼業の申請手続き

1. 申請手続きについては、兼業許可申請書(別紙様式第1号)に次に掲げる資料を添付し、申請するものとする。
 - ① 兼業先からの依頼状
 - ② i) 営利企業以外の事業の団体の役員等の職につく場合
 - ・ その団体の寄付行為、定款等事業内容に関する参考資料(更新の場合を除く。)ii) 営利企業の事業に関与する場合
 - ・ 兼業先の会社定款等事業内容に関する参考資料(更新の場合を除く。)
 - ・ 兼業先との共同研究・受託研究等の有無の確認
 - ・ 株式、新株引受権証書、新株予約権及び新株予約権付社債(以下「株式等」という。)の報酬については、価格算定事項が確認できる書類等
 - ・ その他参考となる資料(任期規程等)
 - ③ 他の兼業の状況に関する資料
2. 兼業の許可を受けた教職員が、職の異動等に伴い、許可された申請内容について重大な変更が生じた場合には、改めて申請をしなければならない。
3. 許可権者は、許可した兼業について、許可基準に適合しなくなつたと認めるものについては、その許可を取り消すことができるものとする。
4. 兼業の許可を行おうとする場合(兼業規程第3条関係に定める兼業を除く。)において、当該兼業に従事する期間が短期間である場合の申請は、次により取り扱うものとする。

なお、日数の算出に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。

 - ① 1日限りの場合は、時間数にかかわらず申請を要しない。
 - ② 2日以上6日以内の場合は、総従事時間数が10時間以上のものは申請を要する。
 - ③ 7日以上の場合は、時間数にかかわらず申請を要する。

Ⅳ. 兼業の報告

- (1) 兼業規程第3条、同第4条及び同第5条に基づいて許可された兼業件数の報告については、別紙様式第2号により、毎年度終了後1ヶ月以内に所属する部局において取りまとめのうえ、本部労務・勤務環境課に提出するものとする。
- (2) 株式等の報酬は、受領時点では最終的な報酬額が不明確であるという特殊な性格を有するものであることから、報酬額が確定するまで別紙様式第3号により半期ごと(4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間)の期間の終了後1ヶ月以内に事後報告を所属する部局において取りまとめのうえ、本部労務・勤務環境課に提出するものとする。

Ⅴ. その他

- (1) 各部局で兼業内容等に疑義が生じた場合又は前記Ⅰの基準によりがたい特別の事情が

ある場合は本部労務・勤務環境課に照会をするものとする。

- (2) 許可された兼業については、各部局において個人別に兼業台帳（別紙様式第4号）を作成し、当該教職員の兼業状況を的確に把握するとともに、適正に管理を行うものとする。

附 則

この運用は、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年2月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年10月1日から施行する。